

# 熊本県営住宅における身体障害者補助犬使用承認事務取扱要領

## (目的)

第1条 熊本県営住宅における身体障害者補助犬使用承認事務取扱要領（以下「要領」という。）は、身体障害者補助犬法（以下「法」という。）の要請に応えるため、熊本県営住宅における身体障害者補助犬の使用を承認するために必要な基準や手続きを定める。

## (定義)

- 第2条 この要領において「身体障害者補助犬」とは、盲導犬、介助犬及び聴導犬をいう。
- 2 この要領において「盲導犬」とは、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第十四条第一項に規定する政令で定める盲導犬をいう。
  - 3 この要領において「介助犬」とは、肢体不自由により日常生活に著しい支障がある身体障害者のために、物の拾い上げ及び運搬、着脱衣の補助、体位の変更、起立及び歩行の際の支持、扉の開閉、スイッチの操作、緊急の場合における救助の要請その他の肢体不自由を補う補助を行う犬であって、法第十六条第一項の認定を受けているものをいう。
  - 4 この要領において「聴導犬」とは、聴覚障害により日常生活に著しい支障がある身体障害者のために、ブザー音、電話の呼び出し音、その者を呼ぶ声、危険を意味する音等を聞き分け、その者に必要な情報を伝え、及び必要に応じ音源への誘導を行う犬であって、法第十六条第一項の認定を受けているものをいう。

## (使用承認基準)

- 第3条 使用を承認される者は次の基準を満たしていること。
- 1 県営住宅の入居者または同居者及び入居決定者であり、かつ、身体障害者であること。
  - 2 第2条各号に定める身体障害者補助犬を使用すること。

## (手続き)

- 第4条 熊本県営住宅において身体障害者補助犬を使用しようとする者は、予め住宅課長の承認を得なければならない。住宅課長の承認を得ようとするものは次の書類を提出することとし、住宅課長は承認基準を満たし、住宅管理上支障がないと認める場合にはその使用を承認しなければならない。
- 1 身体障害者補助犬使用承認申請書（第1号様式）
  - 2 身体障害者補助犬であることを証明する書類（認定証の写しなど）
  - 3 身体障害者手帳の写し

## (使用承認の期間)

第5条 使用承認の期間は原則として住宅課長の使用の承認を受けた日から1年以内で住宅課長が認める期間とする。

## (使用承認の通知)

第6条 住宅課長は第4条により使用を承認した場合はその旨を速やかに承認書（様式第

2号)により通知するものとする。

(使用者の義務、禁止事項)

- 第7条 身体障害者補助犬を使用する身体障害者で使用を承認された者(以下「使用者」という。)は、使用承認後1か月以内に、隣接する住戸に現に居住する入居者の確認書(第3号様式)を住宅課長へ提出しなければならない。
- 2 使用者は、犬の保健衛生に関し獣医師の行う指導を受けなければならない。
  - 3 使用者は、その身体障害者補助犬について、体を清潔に保つとともに、予防接種及び検診を受けさせることにより、公衆衛生上の危害を生じさせないように努めなければならない。
  - 4 使用者は、前第2、第3に規定する指導、予防接種又は検診を受け、かつ、住宅課長から報告を求められたときは、その指導、予防接種又は検診の履歴を速やかに報告しなければならない。
  - 5 使用者は、使用者の居住する住戸の住居専用部分においてのみ身体障害者補助犬を飼育することとし、共有部分及び県営住宅敷地などに犬小屋又はこれに類するものを設置してはならない。
  - 6 使用者は、身体障害者補助犬が徒に吠えること、または、その排泄物などにより他の県営住宅入居者に迷惑を及ぼすことがないようにその行動を十分管理しなければならない。
  - 7 使用者は、他の県営住宅の入居者から苦情があった場合は、誠意をもって対処し、解決するよう努めなければならない。
  - 8 使用者は、身体障害者補助犬が他人に噛み付いたりする等によって他人の身体や財物に被害を与え、法律上の賠償責任が生じたときは、その損害について賠償しなければならない。なお、法律上の賠償責任が生じたときに備えペットの賠償に係る保険に加入するよう努めなければならない。
  - 9 使用者は、身体障害者補助犬に事故等があり、承認時点から異動が生じたときは、1か月以内に第4条による承認の手続きを行い、住宅課長の承認を受けなければならない。
  - 10 使用者及び入居者或いは同居者(以下「使用者等」という。)は、使用者が県営住宅において身体障害者補助犬を使用しなくなったときは、その旨を住宅課長へ報告しなければならない。

(立入調査)

- 第8条 住宅課長は、身体障害者補助犬の使用状況について調査するため、使用者等に対し住居に立ち入りを求めることができる。また、使用状況に関し必要な調査もしくは質問をすることができる。ただし、住居へ立ち入るときは事前に使用者等の承諾を得なければならない。
- 2 前項の規定による立入調査及び質問をするときは、「県営住宅入居者等の収入調査及び立入検査員証」を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(使用承認の取消し)

- 第9条 住宅課長は、使用者が第7条各号に規定する義務を怠り、禁止事項を遵守しなかったと認められるとき、又は申請内容に虚偽があったときは身体障害者補助犬の使用の承認を取り消すことができる。また、身体障害者補助犬(盲導犬)が道路交通法第十四

条で定める盲導犬でなくなったとき、又は、身体障害者補助犬（介助犬及び聴導犬）が身体障害者補助犬法第十六条第二項によりその認定を取り消されたとき、あるいは使用者が熊本県営住宅から退去したときは、使用承認の期間内であっても当該身体障害者補助犬の使用の承認を取り消すこととする。

（承認の更新）

第 10 条 身体障害者補助犬の使用を承認された者で、使用承認期間後も引き続き使用する場合は、使用承認期間満了の 1 か月前までに第 4 条の手続きを行うものとする。

（その他）

第 11 条 その他の必要な事項については住宅課長が定める。

附則

この要領は平成 18 年 9 月 22 日から施行する。

第1号様式

## 身体障害者補助犬使用承認申請書

年 月 日

熊本県土木部住宅課長 様

入居者氏名 印  
入居者所在地  
県営共同住宅 団地  
棟 号

熊本県営住宅における身体障害者補助犬使用承認事務取扱要領第2条に規定される身体障害者補助犬を熊本県営住宅で使用したいので承認願います。

### 1 県営住宅において使用する身体障害者補助犬

身体障害者 補助犬の種類		認定番号	
認定年月日		犬 種	
認定を行った 指定法人の名称			
指定法人の 住所及び連絡 先			

### 2 身体障害者補助犬を使用する熊本県営住宅

県営共同住宅 団地 棟 号

### 3 身体障害者補助犬を使用する者の氏名と入居者との続柄

### 4 使用承認を受けようとする期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

添付書類

- 身体障害者手帳の写し
- 身体障害者補助犬の表示の写し

## 誓 約 書

年 月 日

私 \_\_\_\_\_ は、身体障害者補助犬の使用を承認された場合は下記の事項を遵守することを誓約します。なお、この誓約に違反したときは、身体障害者補助犬法第15条に規定する厚生労働大臣の指定する法人へ違反事項を連絡されることに異存はありません。また、公営住宅法、同法施行規則、熊本県営住宅条例、熊本県営住宅管理規則などの法令等を遵守します。

### 遵守事項

- 1 身体障害者補助犬を使用する身体障害者で使用を承認された者（以下「使用者」という。）は、使用承認後1か月以内に、隣接する住戸に現に居住する入居者の確認書（第3号様式）を住宅課長へ提出しなければならない。
- 2 使用者は、犬の保健衛生に関し獣医師の行う指導を受けなければならない。
- 3 使用者は、その身体障害者補助犬について、体を清潔に保つとともに、予防接種及び検診を受けさせることにより、公衆衛生上の危害を生じさせないように努めなければならない。
- 4 使用者は、前第2、第3に規定する指導、予防接種又は検診を受け、かつ、住宅課長から報告を求められたときは、その指導、予防接種又は検診の履歴を速やかに報告しなければならない。
- 5 使用者は、使用者の居住する住戸の住居専用部分においてのみ身体障害者補助犬を飼育することとし、共有部分及び県営住宅敷地などに犬小屋又はこれに類するものを設置してはならない。
- 6 使用者は、身体障害者補助犬が徒に吠えること、または、その排泄物などにより他の県営住宅入居者に迷惑を及ぼすことがないようにその行動を十分管理しなければならない。
- 7 使用者は、他の県営住宅の入居者から苦情があった場合は、誠意をもって対処し、解決するよう努めなければならない。
- 8 使用者は、身体障害者補助犬が他人に噛み付いたりする等によって他人の身体や財物に被害を与え、法律上の賠償責任が生じたときは、その損害について賠償しなければならない。なお、法律上の賠償責任が生じたときに備えペットの賠償に係る保険に加入するよう努めなければならない。
- 9 使用者は、身体障害者補助犬に事故等があり、承認時点から異動が生じたときは、1か月以内に熊本県営住宅における身体障害者補助犬使用承認事務取扱要領第4条による承認の手続きを行い、住宅課長の承認を受けなければならない。
- 10 使用者及び入居者或いは同居者（以下「使用者等」という。）は、使用者が県営住宅に

において身体障害者補助犬を使用しなくなったときは、その旨を住宅課長へ報告しなければならぬ。

第2号様式

住第 号  
年 月 日

入居者住所  
入居者氏名  
使用者氏名

熊本県土木部住宅課長

年 月 日付けで使用承認申請のありました身体障害者補助犬については、下記のとおり使用を承認します。

#### 記

(身体障害者補助犬の表示)

第1条 使用を承認される身体障害者補助犬は次のとおり。

補助犬の種類  
認定番号  
認定年月日  
犬種  
認定を行った  
指定法人の名称  
指定法人の  
住所及び連絡先

(身体障害者補助犬の使用者)

第2条 身体障害者補助犬の使用を承認された使用者は次のとおり。

所在地  
団地名 団地 棟 号  
入居者氏名  
使用者氏名

(使用承認期間)

第3条 使用を承認する期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、使用承認期間後も引き続き使用する場合は、使用承認期間満了の1か月前までに申請手続きを行うものとする。

(使用承認の条件)

第4条 身体障害者補助犬を使用する身体障害者で使用を承認された者(以下「使用者」という。)は、使用承認後1か月以内に、隣接する住戸に現に居住する入居者の確認書(第

- 3号様式)を住宅課長へ提出しなければならない。
- 2 使用者は、犬の保健衛生に関し獣医師の行う指導を受けなければならない。
- 3 使用者は、その身体障害者補助犬について、体を清潔に保つとともに、予防接種及び検診を受けさせることにより、公衆衛生上の危害を生じさせないように努めなければならない。
- 4 使用者は、前第2、第3に規定する指導、予防接種又は検診を受け、かつ、住宅課長から報告を求められたときは、その指導、予防接種又は検診の履歴を速やかに報告しなければならない。
- 5 使用者は、使用者の居住する住戸の住居専用部分においてのみ身体障害者補助犬を飼育することとし、共有部分及び県営住宅敷地などに犬小屋又はこれに類するものを設置してはならない。
- 6 使用者は、身体障害者補助犬が徒に吠えること、または、その排泄物などにより他の県営住宅入居者に迷惑を及ぼすことがないようにその行動を十分管理しなければならない。
- 7 使用者は、他の県営住宅の入居者から苦情があった場合は、誠意をもって対処し、解決するよう努めなければならない。
- 8 使用者は、身体障害者補助犬が他人に噛み付いたりする等によって他人の身体や財物に被害を与え、法律上の賠償責任が生じたときは、その損害について賠償しなければならない。なお、法律上の賠償責任が生じたときに備えペットの賠償に係る保険に加入するよう努めなければならない。
- 9 使用者は、身体障害者補助犬に事故等があり、承認時点から異動が生じたときは、1か月以内に熊本県営住宅における身体障害者補助犬使用承認事務取扱要領第4条による承認の手続きを行い、住宅課長の承認を受けなければならない。
- 10 使用者及び入居者或いは同居者（以下「使用者等」という。）は、使用者が県営住宅において身体障害者補助犬を使用しなくなったときは、その旨を住宅課長へ報告しなければならない。

第3号様式

住宅課長様

年 月 日

団地名 県営住宅 団地

棟 号

氏名

## 確 認 書

私こと 〃 は、県営住宅における身体障害者補助犬法に基づく身体障害者補助犬の使用について下記のとおり説明と身体障害者補助犬認定証等の提示を受けました。

### 記

- 1 身体障害者補助犬を使用する身体障害者は、自ら身体障害者補助犬の行動を適切に管理することができる者でなければならない。(法第6条)
- 2 地方自治体は、その管理する施設を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならず、また、地方自治体の管理する住宅に居住する身体障害者が当該住宅において身体障害者補助犬を使用する場合についても同様に拒んではならない。  
(法第7条)
- 3 訓練事業者及び身体障害者補助犬を使用する者は、犬の保健衛生に関し獣医師の行う指導を受けるとともに、犬を苦しめることなく愛情を持って接すること等により、これを適正に取り扱わなければならない。(法第21条)
- 4 身体障害者補助犬を使用する身体障害者は、その身体障害者補助犬について、体を清潔に保つとともに、予防接種及び検診を受けさせることにより、公衆衛生上の危害を生じないよう努めなければならない。(法第22条)
- 5 国民は、身体障害者補助犬を使用する身体障害者に対し、必要な協力をするよう努めなければならない。(法第24条)